

非流通品食材の取り扱いに関わる通達を求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 167 号

受理年月日 平成 25 年 8 月 23 日

付託年月日 平成 25 年 9 月 27 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 江戸川区内には、自家農園を持っている区立学校等が数多くあります。そういった学校等では、学習の一環として作物を栽培したり、行事の一環として収穫した作物を食べることが恒例となっています。学校等によっては、給食の食材として使用する場合があります。

国に習い流通品は安全であるとしても、本年 4 月中旬には筍を収穫した小学校では事前の放射性物質の検査を行わずに給食食材にしたり、敷地内で農作物を育て収穫した作物を食べることを恒例としている学校等が相当数あると考えられます。

しかし、自家農園で収穫された作物は「非流通品」であるため、国や都が行っている放射性物質の検査対象からは外れています。

また、海苔プロジェクトなども行われていますが、江戸川の基準値を超えた放射能汚染ウナギや、渚を浄化のため半閉鎖して 51 年ぶりに海水浴が解禁になったとは言え、顔をつけてはいけないと言う水質で育った海苔を食するのは如何でしょうか。

過去には六価クロムの歴史があり、現在でも隣接する江東区豊洲では大がかりな土壤汚染除去が行われています。もっと慎重になるべきではないでしょうか。

つきましては、非流通品に対する給食食材としての取り扱いや食用としての持ち帰りについて、下記の様ないずれかの措置を行うことを学校等の施設管理者へ周知されることを陳情いたします。

記

- 1 未検査の非流通品は給食食材として使用しない。
- 2 事前に検査を実施してから、食用として使用する。
- 3 未検査を通知して持ち帰り、食べるかどうかは保護者が判断する。